



平成 23 年 1 月 27 日

各 位

会 社 名 アルテック株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 張能 徳博
(コード番号 9972 東証第一部)
問 合 せ 先 取締役執行役員(経営企画本部長) 木根 潤 明
(TEL : 03 - 5363 - 0922)

ストックオプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 1 月 27 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づきストックオプションとして新株予約権を無償で発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任すること、並びに会社法第 361 条の規定に基づき金銭でない報酬として当社の取締役に新株予約権を割り当てることについて、承認を求める議案を平成 23 年 2 月 25 日開催予定の当社第 35 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社の連結業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、企業価値の向上を目指した経営を一層推進することを目的とし、当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役に対して新株予約権を次の要領により発行するものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役（社外取締役を除く。）、執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

① 新株予約権の行使により交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式 200,000 株を上限とする。

ただし、次の②に定める付与株式数の調整を行った場合は、調整後付与株式数に新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

② 新株予約権 1 個当たりの目的である株式の種類及び数（以下「付与株式数」という。）は、当社普通株式 100 株とする。

なお、付与株式数は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）後、当社が株式

分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合は、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

また、上記のほか付与株式数の調整を必要とする場合は、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとする。

(3) 新株予約権の総数

2,000 個を上限とする。

(4) 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本株主総会の委任に基づいて募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、当該金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、割当日以降、次の①乃至③に定める事由が生じた場合は、行使価額はそれぞれの定めにしたがって調整するものとする。

① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割または併合の比率}}$$

② 当社が時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）

次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式の数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たりの払込金額」を「1株当たりの処分価額」にそれぞれ読み替えるものとする。

- ③ 当社が合併または会社分割を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合
合併または会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
割当日の翌日から起算し3年間とする。
- (7) 新株予約権の行使の条件
 - ① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社または当社関係会社の取締役、監査役、執行役員もしくは従業員のいずれかの地位を有していることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年または会社都合による退職、その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、地位を喪失した日から1年間を限度として、本項(6)に定める期間内に新株予約権を行使することができるものとする。
 - ② 新株予約権の相続はこれを認めないものとする。
 - ③ 1個の新株予約権につき一部行使はできないものとする。
- (8) 新株予約権の取得の事由及び条件
 - ① 新株予約権者が本項(7)①に規定する行使の条件を充たさなくなったことによりその保有する新株予約権を行使できなくなった場合または新株予約権者が死亡した場合は、当社は、当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - ② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会決議がなされた場合）、当社は、取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- (9) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については当社取締役会の承認を要するものとする。
- (10) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項にしたがい算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(11) 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）を行う場合において、組織再編成行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイ乃至ホに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。

ただし、残存新株予約権を保有する新株予約権者に対し再編成対象会社の新株予約権が交付されるのは、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において、次の①乃至⑧にしたがって再編成対象会社の新株予約権を交付する旨の定めが存することを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、本項(2)「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定するものとする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、本項(5)③にしたがって定める調整後行使価額に、上記③にしたがって決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
本項(6)「新株予約権を行使することができる期間」の開始日、または組織再編成行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、本項(6)「新株予約権を行使することができる期間」の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
本項(10)「新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定するものとする。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の取得の事由及び条件
本項(8)「新株予約権の取得の事由及び条件」に準じて決定するものとする。

(12) 新株予約権の行使により交付する株式の数の端数の取扱い

新株予約権の行使により交付する株式の数に、1株に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

3. 取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社取締役の報酬等として発行する新株予約権の総額は、割当日における新株予約権1個当たりの公正価額に、割当日において在任する取締役（社外取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数（1300個以内）を乗じた額とし、新株予約権の公正価額は、ブラック・ショールズ・モデルにより、割当日において適用すべき諸条件を基に算定いたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役は2名）ですが、取締役選任に関する議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は5名（うち社外取締役は2名）となります。

(注) 上記の内容については、平成23年2月25日開催予定の当社第35期定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上